

計画書の構成（案）

<計画の構成>

		新しい計画
総論 第1部	第1章	計画策定にあたって 1 計画策定の背景と目的 2 計画の性格 3 計画の期間 4 計画策定体制の流れ 5 計画の推進と点検・評価
	第2章	高砂市の子どもを取り巻く状況と課題 1 子どもや子育て環境の現状 2 子育て支援事業の現状 3 アンケート調査やヒアリング調査結果からみた子育ての状況 4 次世代育成支援行動計画の進捗状況 5 子ども・子育て支援における課題
	第3章	計画の基本的な考え方 1 基本理念 2 基本目標 3 基本的視点 4 計画の体系
子ども・子育て支援事業計画 (法定計画部分)	第1章	幼児期の教育・保育提供区域の設定
	第2章	子ども・子育て支援給付 1 施設型給付 (⇒量の見込みと提供体制の確保の内容と実施時期を記載) 2 地域型保育給付 (⇒量の見込みと提供体制の確保の内容と実施時期を記載) 3 認定こども園の普及、幼児期の学校教育・保育の推進方策に係る事項
	第2章	地域子ども・子育て支援事業 1 利用支援 2 妊婦健診 3 … 以下事業ごとに量の見込み・提供体制・実施時期を記載
	第4章	教育・保育の一体的提供の推進
子ども・子育て支援計画・各論 (次世代計画の継承部分)	第1章	「子育て」への支援 1 子どもの心身の健やかな育ちへの支援 2 健やかな成長を促す学びへの支援 3 配慮を要する子どもと保護者への支援
	第2章	「子育て」への支援 1 地域における子育て支援 2 子育てと仕事の両立支援
	第3章	「子育て・子育て」を支える環境づくり 1 子どもにとって安全・安心な環境づくり 2 「子育て・子育て」を支える地域づくり

第3部
次世代育成支援後期行動計画の進捗状況を評価し、新たな施策体系を構築し、取りまとめる予定。

第2部 子ども・子育て支援事業計画（法定計画部分）の構成

1. 教育・保育提供区域の設定

【考え方】

地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案し、「保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域」（以下「教育・保育提供区域」）を定める。

その際、「教育・保育提供区域」は、教育・保育施設や地域型保育事業の認可の際に行われる「需給調整」の判断基準となることを踏まえて設定する。

2. 各年度における教育・保育の「量の見込み」及び提供体制の確保

【考え方】

子ども・保護者の教育・保育の利用状況、ニーズ調査等により把握する利用希望などを踏まえ、「教育・保育提供区域」ごとに設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設、地域型保育事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定する。

【全国共通で国が提供するワークシートで量の見込みを算出する事業】

	対象事業	対象児童年齢
1	教育標準時間認定（認定こども園および幼稚園） ＜専業主婦（夫）家庭、就労時間短家庭＞	3～5歳
2	保育認定①（幼稚園） ＜共働きであるが幼稚園利用のみの家庭＞	3～5歳
	保育認定②（認定こども園及び保育所）	3～5歳
3	保育認定③（認定こども園及び保育所＋地域型保育）	0歳、1・2歳

【記載のイメージ】

	平成27年度				平成28年度				平成29年度	
	3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳 保育の 必要有	1-2歳 保育の 必要有	0歳 保育の 必要有	3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳 保育の 必要有	1-2歳 保育の 必要有	0歳 保育の 必要有		
①量の見込み (必要利用定員総数)	300人	200人	150人	50人	300人	200人	160人	40人		
② 確保の 内容										
	認定こども 園、幼稚園、 保育所（教 育・保育施 設）	300人	200人	50人	30人	300人	200人	120人	30人	
	地域型保育 事業			10人	10人		20人	10人		
②-①		0	0	▲ 90人	▲ 10人	0	0	▲ 20人	0	

3. 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保

【考え方】

子ども・保護者の地域子ども・子育て支援事業に該当する事業の利用状況、ニーズ調査等により把握する利用希望などを踏まえ、「教育・保育提供区域」ごとに、計画期間における地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」を定める。

【全国共通で国が提供するワークシートで量の見込みを算出する事業】

	対象事業	対象児童年齢
1	時間外保育事業	0～5歳
2	放課後児童健全育成事業	1～3年生、4～6年生
3	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライト別）	0～18歳
4	地域子育て支援拠点事業	0～2歳
5	一時預かり事業 ・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり ・その他	3～5歳 0～5歳
6	病児保育事業	0～5歳、1～6年生
7	子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	0～5歳、1～3年生、 4～6年生
8	利用者支援事業	0～5歳、1～6年生

【ニーズ調査によらず推計して見込み量を記載する事業】

	対象事業
1	妊婦健診
2	乳児家庭全戸訪問事業
3	養育支援訪問事業等

【記載のイメージ】各事業ごとに記載（記載フォーマットが定められている）

<〇〇〇事業>

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
① 量の見込み	2,000人（8か所）	2,000人（8か所）	2,000人（8か所）
② 確保の内容	1,500人（6か所）	1,750人（7か所）	2,000人（8か所）
①-②	▲500人（2か所）	▲250人（1か所）	0

4. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

- 認定こども園の普及に係る基本的な考え方を定める。
- 質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的な考え方や推進方策、また、教育・保育施設や地域型保育事業者などの相互の連携や、小学校等との連携の推進方策を定める。

第3部 子ども・子育て支援計画・各論（次世代計画の継承部分）の構成

現行の次世代育成支援後期行動計画では、「子どもの健やかな成長を支えるまち、安心して子育てができるまちをめざして」を基本理念に掲げ、国の指針を参考に以下の6つの基本目標を設定し、施策体系を構築している。

次期計画では、子ども・子育て支援事業計画に係る法定計画部分について、第2章に記述するとともに、第3章では現計画の進捗状況进行评估し、今後の国、兵庫県、本市の方向性に照らし合わせて新たな施策体系を構築し、各論として取りまとめる予定である。

【現計画の施策体系】

